

< 報告 (2) >

■ 産前産後期間の国民健康保険税免除措置について

1 経緯

- ・国は子育て世代の負担軽減を図る政策実現の一環として、令和 6(2024)年 1 月から出産時における保険料(税)負担の軽減措置を実施することし、これに伴い本市の国民健康保険税についても軽減を行うものです。

2 免除措置の概要

(1) 対象者

- ・本市の国民健康保険に加入している出産予定(出産した)被保険者

(2) 軽減期間

- ①単胎妊娠：出産前月から出産翌々月の、4 か月間
- ②多胎妊娠：出産 3 か月前から出産翌々月の、6 か月間

(3) 軽減内容

- ①所得割額を、4 か月分減額
- ②均等割額を、4 か月分減額

(単位：円)

所得軽減措置世帯	軽減前の均等割額	低所得者軽減措置後の均等割額	出産被保険者軽減措置額(4 か月分)	軽減後の金額
軽減なし	34,900 (医療分 21,000 +後期支援分 5,900 +介護納付分 8,000)	34,900	△11,634	23,266
2割軽減		27,920	△9,308	18,612
5割軽減		17,450	△5,818	11,632
7割軽減		10,470	△3,490	6,980

※ 多胎妊娠の場合は、所得割額及び均等割額を 6 か月分減額

3 制度の周知について

- ・市のホームページ等の活用及び窓口でチラシ(別紙)を配付